

平成27年第5回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成27年6月8日(平成27年5月26日告示)
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成27年6月11日(木) 午前 9時30分
 散会 午前10時12分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名						
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	5 番	和田 文雄	6 番	宮田 博
7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史	10 番	日野原 利郎
11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二	14 番	山中 康樹
15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久				

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長補佐	土崎 しのぶ	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	寺本 恵子
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	8 番	大屋 光宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成27年第5回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成27年6月11日(木) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第48号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

議案第49号 邑南町いこいの村しまね条例の一部改正について

議案第50号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 財産の取得について

議案第53号 平成27年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第54号 平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第55号 平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第56号 平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第57号 平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第58号 平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成27年第5回 邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成27年6月11日(木)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番、宮田議員、8番、大屋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の質疑

- 議長(辰田直久) 日程第2、議案の質疑。これより議案第48号から議案第58号までの質疑に入ります。

- 議長(辰田直久) はじめに、議案第48号に対する質疑から始めます。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏) 8番。

- 議長(辰田直久) 8番、大屋議員

- 大屋議員(大屋光宏) 今回の条例改正に伴って、新たに増える、対象となる学校というのは、具体的に言うと県内の学校名でいうと、どういう学校があるのか、近隣であれば具体名で教えて頂ければと思います。別表の見かたですが、そういう学校であっても、対象となるのは就業年限が2年以上のもの、1年のものはだめなのか、併せてお願いします。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 細貝学校教育課長。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) まず対象校ですが、農林大学校、農業大学校ですね、あと、県に有ります島根県職業能力開発短期大学校があります、それと山陰中央の専門大学校こういうものがございます。期間ですが、今の規定では2年以上とすることでございますので1年未満は対象外です。以上です。

- 大屋議員(大屋光宏) 8番。

- 議長(辰田直久) 8番、大屋議員

- 大屋議員(大屋光宏) 内容は理解しました、一般的言う学校以外のものに行かれる方も多くて、それに対して奨学金を出して支援するということは必要なことだと思います。併せ

て町長の考えを聞かせて欲しいのだが、例えば矢上高校で言うと農林大学校に行かれる生徒さんが大変多いです、それは将来農業をするためでは無くて、農業部門を持っている福祉関係に行きたいという子もおられますが、学歴としてこういう学校は、学歴にならないここに行っても高卒扱いになる。農林大学校は島根県以外の大部分は専門学校か短期大学になっていて、島根県を含む数校だけが、専門学校になっていません。島根県の農大を出ても学歴にならない。他県の農大は専門学校として学歴になる。県内の需要でこういう需要もあって、町も奨学金をだして支援するのであれば、一方で県に対して、農林大学校については専門学校もしくは短大となるようお願いをしていく必要も有ると思いますが、その辺の考えを教えてください。

●石橋町長(石橋良治) 議長、

●議長(辰田直久) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) すみません私も認識不足でございました。今議員からご指摘があったわけでありまして、他県では短大扱いみたいな、いろいろ調べて、県にもいろいろと協議をしてみたいと思います。ただこれ県立なので、そういう問題提起はしますけれども、ただ問題提起するだけでは無くて、そういうことをやった方がいいよと言うことで少しプッシュはしてみたいなと思っていますけれども、少しお時間を頂きたいと思います。

●議長(辰田直久) よろしいですか、はい、ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 9番

●議長(辰田直久) 9番、中村議員

●中村議員(中村昌史) 事項別明細書11ページ、総務費の説明の08起業支援事業500万について質問をいたします。産建の委員会資料を見ると、創生事業は初期投資のみというふうに書いてありますが、これは補助金として交付するわけですが、28年度以降の取り扱いをどのように考えておるのか、それから、この補助金を交付するについて、要綱を制定されるのか、その2点を聞かせてください。

●日高商工観光課長(日高 始) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高 始) この起業支援事業の28年度の関係でございまして、27年度の事業の内容を精査しまして、28年度の事業に入るかどうか決定をいたします。申請としましては、2年間の事業として申請をいたしますが、27年度、いわゆる1年目の

事業の内容の状況を判断して、28年の事業に入るかどうかの決定をいたします。それから、要項につきましてでございますが、これはまあ採択を待つて町の補助金交付要綱をつくる必要があるというふうに認識しております。

●中村議員(中村昌史) 9番

●議長(辰田直久) 9番、中村議員

●中村議員(中村昌史) このことをお伺いしたのはですね、要項を設置されるということですから、要項の中できちんと、どういうものに対して補助するんだ、ということを決めておく必要があろうかと思えます。とりあえず今年度の事業経費を見てみると、初期投資としてパンフレットをつくるだとか、広告の費用だとか、と言うようなことが書いてありますが、こう言ったものは初期投資のようなことになろうかと思えますが、来年度以降も例えば賃金をずっと払うんだとか、その辺はですね、歯止めと言いますか、ここまでですというところは、きちんと決めておかなければならないんじゃないかと、いうのが、起業家支援で、いまからどんどん支援をしていくと、年二人ずつ起業家を生み出そうと、このところで際限なく補助金をつぎ込みますよ、ということをやっておくとですね、今から起業をしていく人に対しても、同じような事を、やらなきゃいかんということになるわけです。そこのところはきちんと、ここまでですよというところは、要項で決めておいて頂きたい。それから、繰越の250万がありますが、それと併せて750万という予算ですが、最終的には、実績報告が出て、それに併せて、予算は750ですけど、全額支払われるかどうかは分からない、というふうに判断をしてよろしいですね、27年度の内容を精査するということですので、そこのとこだけ、教えてください。

●日高商工観光課長(日高 始) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高 始) 補助金の要項については、議員ご指摘のことを盛り込んで参ります。併せて750万の事業と言うこととでございます。27年度の補助金で出すこととでございますので、内容について精査をして、補助金の交付を行いたいというふうに考えております。

●議長(辰田直久) ほかにございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員

●大屋議員(大屋光宏) 同じところ10, 11ページの起業支援事業費でお願いしたいんですが、産建でいろいろ議論した中で、結果的に予算書のほうに750万の事業と言うことで、750万という数字が、どこかに出るのかなと思いましたが、出せないんだと思うんですが、ここで500万と、繰り越したほうで250万使う、この事業は750万の事業ですよと言うのはどこで見ればいいのか、と言うのが一つと、繰り越したお金が、250万しか無ければ、750万しか出せないと分かるんですが、繰り越した方が250万以上有るって言うことは、際限なく補助金として出すことも可能だと思うんですが、その辺の750万という縛りをどこで持ってくるのか教えてください。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 企画財政課長。

●日高商工観光課長(日高輝和) 750万の事業費と言うことで、平成27年度第1号補正

予算のところは500万円、それから、残りの250万ですけれども、平成26年度の8号補正のところ、付けております、地方創生にかかる、先行実施メニューの、3千423万6千円の事業費でございますが、その内の、起業支援事業の予算としまして490万付けておりますが、その内の250万ということになっております。それにつきましては、繰越明許をして頂いております、今回、これはまあ全額で載っておりますので、予算上は詳細は見えないところですが、今回繰越の報告の中に、あります事業の中の一つとして、議員おっしゃるような、750万という数字自体は、予算上は分けておりますので出てきておりませんが、この事業につきましては県との協議によりまして750万の事業で実施し、財源としては、町のほうの繰越分も、活用することも可能ということをお伺いしております。最終的には、決算の段階で、決算書につきましては、平成27年度の決算をしたときに、26年度の繰越事業も、27年度決算に含めて、決算をしますので、最終的にはそこで、明確な数字が出て来るというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(辰田直久) 8番

●大屋議員(大屋光宏) 一般的には750万という数字が、何らかのところではっきり分かるものだと思ってました。例えば県の補助金についても、事業費の3分の2以内という、町が出すのは500万しか増えなければ、10分の10に見えてしまうし、どこが事業費の750万ですよ、例えば交付決定は一本で750万ですれば分かると思うんですが、年度が違えば500万と250万になるのか、あとあと誰が見ても今の状態は750万の補助事業ですと言うのが分からないじゃないかな、財政上どこかでチェックができるのか、議員も代が替わると、たまたま決算の時はこのままのメンバーで済みますけど、もしこれが、改選が入ったりすると、当初予算と決算書を併せても分からない、どこをもって750万と言えるのかという部分なのかなと思います。交付要綱をつくるということであれば、その中で750万で出せば、そこで併せてみるのか一回整理して教えて頂ければと思います。それと、先ほどの答弁の中で、比較的大きなソフト事業で、事業実施者にとっては10分の10の事業です。ただ課長は全体を最終的に判断して、お金を払うと言われたと思うんですが、事業主体は750万分の事業をして、最終的に普通の事業と同じようで、最後にならないとお金が貰えないのか、1年間を通じて事業をする中で、途中で概算とかいうのは無く、精算払いだけですと言う意味だったのかと言うのがもう一点、それと、もう一つ、地方創生で目標を立ててやると思うんですが、繰越のもともとの事業でたぶん起業家の2名ということで出されたんだと思います。併せて県から500万新たに来れば、当然事業量が増えるので、起業家の目標がプラス2なり、増えてもいいと思うんですが、当初と事業費は増えながら、目標とする事業が二人のままというのは、お金を増やした意味が無いと思うんですが、そのへん3点ほどもう一度お願いします。

●日高商工観光課長(日高 始) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高 始) 750万の事業の総額のこととございますけれども、これは、産業建設常任委員会資料の商の3ページのほうに、事業自体、事業経費として総額で750万の事業を行うということで、事業費としてはここで750万というものが出て参りますので、この部分で、総額のところをご理解頂ければというふうに思っております。それか

ら、補助金の支払いの件でございますけれども、概算払をするか、精算払いで一括払いをするかと言うところについては、現在まだ採択を受けていない関係もありまして、まだこちらではどちらで行くかを決定しておりませんが、事業費的に考えますと概算払を行う必要があるかなど、今この時点では考えております。それから2名の起業家の数でございますが、3月のこの、まち・ひと・しごとの戦略プロジェクト事業の中で、2名の起業家を目標数値として挙げております。この750万のこの事業においても2名の起業家と言うことで挙げておりますので、議員ご指摘のように、もう少し2名の起業家増やすべきだところのご指摘有るかと思っておりますが、目標数値としては2名のままで来ておりますが、あくまでも年度途中でのこういった事業ですので、2名の起業家をさらに増やすように、当然事業を使いながら努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(辰田直久) 8番

●大屋議員(大屋光宏) 先ほど9番議員さんの答弁の時は、1年間の実績を見て次につながる事もあって、支払いも最終的に精算払いのみと言うふうに聞こえたんですが、概算をすると言うことは、どこでその成果を、最終的に精算の時に成果が無ければ返してもらおうという解釈でいいのかとは思いますが、もう一度そこと、地方創生事業であちこちが予算を取って、県はこういう事します。町はこういう事しますと言いながら、最終的に末端に来ると、県がやりますという部分の町村負担分が、国からもらう交付金が入ってしまえば、末端の事業費はその分減ってくるわけですよ、県がこういう目標を立てます。町が目標を立てますと言いながら、結局二人二人で四人にしますならわかりますが、下に来ると予算が一つになって、目標もそのままの二人ですと言うことであれば、見せかけだけやられて住民の期待は高いけれど末端に来れば予算は一つになって、町の目標だけと言うことであれば、県の目標達成にもならないし、事業費の意味から見た時も、それぞれが二人二人の四人なり、当初は二人だったけど、500万が入りましたので一人増やして三人の目標ですと言うならわかりやすいですが、何か同じお金が一つで使われると言うことは、質問の意図が分かりにくいのかも分かりませんが、釈然としない部分があるんですが、元々の県のやるって言ったところに国からもらった交付金を自主財源に入れて目標は変えないと言うことは、いいことなのかどうなのかそこを教えてください。

●日高商工観光課長(日高 始) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高 始) 補助金の交付の仕方につきましては、概算払、精算払い1回といろいろな方法はあると思いますが、先ほど申し上げましたように、途中段階での概算払というのは事業費の金額を考えますと、必要ではないかなというふうには考えております、精算のところでは1年間の状況を見て精算金額を確定する事もありますし、場合によっては、内容によってはそこで返還と言うこともそこであるかも知れませんが、今考えておりますのは、精算一括では無く、概算払、そして最後のところで精算をして、事業内容をチェックしての支払いというふうに考えております、これにつきましては少し財政当局とも検討した方がいいのかなとも思いますが、現在のところでは担当課としてはそういう交付を考えております。それから2名の起業家のことでありますが、この目標を立てた時点では、県の事業まち・ひと・しごと創生の関係の事業は想定しておりませんでしたので、議員おっしゃいま

すようにその時点での二名というのは、今回の二名が明確に入っていたわけではございません、そういう意味で言いますと、確かに二名プラス二名で目標四名に上方修正するべきでは無いかというご指摘も理解できないわけではありますので、少しその辺は、県のほうに目標数値を出しておりますので、そこの修正のことについては担当の課と協議をしたいと思えます。ただ、申しあげました様に目標としましては、そういった起業家が沢山出るのが当然目標でございますので、二名で満足するということでは無くて、さらに起業家の数を増やして、事業を進めていきたいという気持ちはもちろん持っておりますので、その点でご理解頂ければと言うふうふうに思います。以上でございます。

●議長(辰田直久) ほかにございませんか。

●三上議員(三上 徹) 15番。

●議長(辰田直久) はい、三上議員。

●三上議員(三上 徹) 今回ここに補正予算の事をやっとするわけですが、町長の行政報告の中の公共施設の屋根の太陽光システムの設置と言うことについて、予算的にここに載っていない。いうのはどういうことかという、今日それが契約になるということはこの前の行政報告の中で書いてあります。3月だと思えますが説明があつたんですけども、それにもし何らか問題が起きたときの対処をする費用はどこにあるのか、全然つけなくて相手がやるんだからそれでいいと言うことでやるのか、もう一つ考えるならばですね、この前説明の時にあつたように、非常に大きなリスクを負いながらやるのであれば、いいですよと言っていたはずだし、もし、何らかあつた時にはどの位のリスクになるのかやってみてくださいとお願いしていたはずです。そういうのに対処するための費用が一つも、もしの費用がいるかどうかは別にして、今日それを契約されるという事で、ここに予算的に載っていないので、そういうリスクに対するものも計算されたかどうかをお伺いしたい。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 公共施設の屋根の太陽光パネルの関係でございますけれども、今日、協定書を結ぶわけですけども、まだこれから、町の施設は抽出されていますけれども、これについて今から設計書あるいは構造計算書を会社のほうに提出して、審査を受けて、実際の建物を現地を見られて、対象となるものがはっきりしてきます。また庁内におきまして、例えば、学校施設におきましては、今後の改修計画等もありますので、やれんと言うところも出てくるかも知れませんが、そういうことも踏まえて、これからどこに設置するか検討するものでございまして、今のところ何時設置工事に入るかもはっきりしていませんし、そうした、うちが改修を必要とするところは、今のところ出てきていないのが実態でございます、特に経費等は挙げてございません。また、今後の設置したことによるリスクにつきましても、基本的には協定書で書いておりますけれども、業者のほうですべてを負担して頂くということになっておりますので、この件に関しまして、町費が特に出ていくそういうものは無いと思っております。

●三上議員(三上 徹) 15番。

●議長(辰田直久) 15番。

●三上議員(三上 徹) なぜこれだけの心配をするのかといいますと、リスクというのは、仮に言えば、もしか起きたときには負の財産、財産取得の時には何千万以上は議決するんです

が、契約に対する議決のところがないんです、議会の中で、そういう状況の中で、議員も、どういふことを、提携され契約されるのかわからんなりにやらにゃあやれん、あえてどこに載っているか言いよるんです、これは私の経験からして、羽須美の時代にそれだけのものを入れて、やった、結局は、それを撤去をしてくれるとかどうかいう契約は、撤去する人がだめになったときは、全部こっちが負う、それが羽須美の養鶏団地の時に、その後の処理に一億かかった。最後は法人税も入っていないから、土地を5千万で取得して、3千5百万の法人税を入れてもらって、1千5百万で土地を買ったという形をとりましたが、そういうリスクがあると言うのは分かっておいて欲しいし、この前、知り合いの太陽光の保守と言いますか、下の草を刈ったり、やる人と話しているときに、問題が起きたのが、今大変になっていることがある、それはどういうことかという、非常に汚れが出て掃除をする仕事がある、それに労力が無い人がおらん、そうすると発電が落ちる、特に沿岸部は塩で汚れてやれん。今それが起きている、そういう状況でそれにまたコストがかかる、最近で言えば、売値が安くなってコストがかかるという状態でやっていくわけですから、そう言う意味も踏まえて、確かに大きな会社で、よそでも実績があるから、いいとは思いますが、仮にそれだけ信用が無いかと思われながらも、お互いが基金を積みながら最後にはそれで措置するとか、いろんな事を考えていく必要があると言うことで、あえて今日質問した。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ご指摘ありがとうございます。今回は全体の基本的協定を結ぶ事ございまして、実質的には設置できる施設について、両方がこれは大丈夫という施設について、使用願を受け付け使用許可を出すということにしておりますので。当然その使用許可の条件にはそういうことをお書きせんと許可できないだろうと言うところは踏まえておりますので、十分検討させて頂きたいというふうに思っております。

●議長(辰田直久) ほかにございませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 10番。

●議長(辰田直久) 10番。日野原議員

●日野原議員(日野原利郎) 予算書の14ページ児童福祉費の中の、地域少子化対策強化交付金事業についてお伺いします。全協でも質問がありましたが、確認と併せて、考え方を再度お伺いしたいと思っております。国からの10分の10の交付金で4つの事業をやっておられるのですが、1年間の事業と言うことで、次年度以降は無いと言うことだったんですが間違いないでしょうか。

●原定住促進課長(原 修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 定住促進課長。

●原定住促進課長(原 修) この交付金に関しては、今年度限りと言うことに間違いありません。

●日野原議員(日野原利郎) 10番。

●議長(辰田直久) 10番。

●日野原議員(日野原利郎) 交付金は無いという事なんです、町としてこういった事業を今回始められて、確かに邑南町は日本一の子育て村を目指すと言うことで、いろいろ各種事業を行っております、ハードも大変重要ですが、こういったソフト事業と言いますか、町

民の意識改革、世代世代のいろいろな考え方、こういったところを、町を挙げて進めていくことは、非常に大事だし、今回のこの交付金事業それなりにいいもんだな、という気がしております。ただ、今の段階で、折角こういう事業を立ち上げて、来年度以降は分かりませんというのか、交付金が有る無しにかかわらず、来年度以降こういった事業を続けて行かれる気があるのかどうかお伺いします。

●**原定住促進課長(原 修)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 定住促進課長。

●**原定住促進課長(原 修)** はい、もちろん次年度以降、地方版総合戦略に組み込んで、申請に入りたいという思いは持っております。何とかして継続の形をとりたいとは思っております。

●**日野原議員(日野原利郎)** 10番。

●**議長(辰田直久)** 10番。

●**日野原議員(日野原利郎)** 是非とも、先ほど言いましたように、こうした高校生をはじめとした若い人、あるいは町民の方々、の意識がそうした方向で、少子化対策、あるいは子育て、本当にいい町だなと言われるようにするためには、こうした事業が必要なんじゃ無いかなどというように思います。今年限りというようなことを言わないように、今年限りと言うことであれば、しないほうがいいかなと言う気がしたんです。来年度以降もして頂けると言うことを確認しまして以上で終わります。

●**山中議員(山中康樹)** 14番。

●**議長(辰田直久)** 14番。山中議員

●**山中議員(山中康樹)** 12ページの民生費、民生費の中の歳出で介護保険事業、△の9百56万8千円の主なものは、右にありますような、まず人件費、で良かったわけですね、まず最初に。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 企画財政課長。

●**日高商工観光課長(日高輝和)** 12ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、7介護保険事業費、9百56万8千円の減でございますが、すべて人件費でございます。

●**山中議員(山中康樹)** 14番。

●**議長(辰田直久)** 14番。山中議員

●**山中議員(山中康樹)** それでは、この介護保健の事業で、これは3月までの決算の関係で4月からいうことで、人件費の減と出ているわけですが、まず介護保険事業の場合、特に本年度は今、在宅の方向に向けて、今年度にそれを仕上げていくというようになっております。その、在宅と言うことになると、基本的には、国の方針によりまして、介護保険をなるべく使わないように、在宅で家で見ましようと言うような方針が、国の方針、介護保険の4と5の場合には、主に石見地域は使われておりますが、瑞穂地域は少し少ないと、いうように在宅で家のほうで見られる方が、と言うような数字も出ておりますが。私はこの介護保険事業といたしまして、人件費は削減されておりますが、基本的には、これが、町が今、福祉課長が計画されておると思いますが、各町内の施設、ここらにもいろんな面で、どこまでを要するに委託をするとか、言うようなことが、今の段階ではもう出てこない限りは、各町内の福祉施設も来年度に向けて、いろんな、職員のこととか、諸々のことがあると思っております、

この度が介護保険事業の中で、主に8百94万円の人件費は削減して出されましたが、この計画を練るのに、そういう人件費として、いらぬものかと言うところで、福祉課長の基本的な、在宅介護の計画を練るうちの考え方というのが、予算には関係ないのか。

●副町長(桑野 修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 副町長。

●副町長(桑野 修) この予算の減額の人件費部分ですけれども、これは春の人事異動による差額であります。年齢の高い職員と年齢の若い職員の年齢差によるものと、一名の現在休職状態に入っている部分を臨時的任用で賄っている関係もありまして、予算上ではこうした形で現れていると言うことで、ご理解を頂きたい。ですから、事業そのものの事務的な部分に対する人的な配置は行っております。そういうことでご理解を頂きたい。

●山中議員(山中康樹) 14番。

●議長(辰田直久) 14番。

●山中議員(山中康樹) 理由は分かっておりましたが、私の言いたいのは、基本的には今の在宅介護をやっていくうちに、予算の流用ではありませんが、一つの民生費の中の人件費ですので、今言われた関係の金を、必要で無いので△で補正で上げた。いらぬといいながらも在宅介護を今年中にやっていく、そのために施設費とかでは無く、人件費的なものがあるんじゃないかと、そういうものがいらぬという格好での在宅介護の計画を今なされているんですか、もし必要であればこっちの8百何万を減してでも、置いておくべきでは無いかということで、福祉課長がどのような計画でやられているかと言うことと、もう一点は、町内の福祉施設に来年度から物事を委託するとかの場合には、早めに町内の福祉関係の施設に、どういう事業で、どう言うことをやって欲しいとか言うことを、早めに出して行かん限り、町内の各施設は従業員さんも不足していると言う中で、町がやってくださいと言っても、それを受けられるだけの余裕が有るか無いかというような話の中が、どのようになっているかの2点について。

●沖福祉課長(沖 幹雄) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 福祉課長。

●沖福祉課長(沖 幹雄) 今年度の特に介護保険がらみの事業につきましては、当初予算で十分予算確保しておりますので、また人員的にも、人事異動はございましたが、十分体制整っておりますので、しっかり事業を進めて参ります。それから、町内の福祉事業所の関係でございますが、議員ご指摘のありました件について、留意して事業を進めて参ります。

●議長(辰田直久) ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑に際しましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますよ

うお願いいたします。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願い申し上げます。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようでございますので、議案第56号の質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようでございますので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようでございますので、議案第58号の質疑を終わります。以上で、議案第48号から議案第58号までの質疑はすべて終了をいたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

- 議長(辰田直久)** 以上で本日の日程は、すべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さまでした。

—— 午前10時12分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員